

○広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(平成16年4月1日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成16年4月1日規則第115号)第9条の規定に基づき、広島大学東千田キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、図書館、学内共同教育研究施設及び東広島地区運営支援部東千田地区支援室(以下「支援室」という。)をいう。

(入構制限)

第3条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又は利用登録証のいずれかを所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に配属又は所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の許可を受けた者以外で、自動車により入構しようとするときは、臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上、業務先の確認印及び駐車券とともに支援室へ提示し、関係の部局等の長の許可を得なければならない。

4 支援室は、前項の許可を受けた者に対して、駐車券の無料認証を行うこととする。

(申請資格等)

第4条 入構許可の申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に配属又は所属する職員(第7号イに該当する者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

(2) 本学の学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において第7号ロに該当する者を除く。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ構内への通学が困難であり、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育を受講している者。ただし、次に該当する者を除く。

イ 学部学生の1年次生

ロ 広島市内(中区、南区、西区及び東区に限る。)在住者。ただし、勤務先が遠隔地である者又は公共の交通機関が極端に少ない地域に居住している者と

認められるときは、この限りでない。

- (3) 放送大学広島学習センターの職員(第8号に該当する者を除く。)
- (4) 放送大学広島学習センターの学生(第8号に該当する者を除く。)で、特別な事情により自動車を利用しなければ通学が困難で、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者
- (5) 構内において食堂及び売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員
- (6) 商用等のため構内を訪れる業者
- (7) 部局等に配属又は所属する職員及び本学の学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの
 - イ 職員にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者
 - ロ 本学の学生にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの
- (8) 放送大学広島学習センターの職員及び学生のうち障害者手帳の交付を受けている者
- (9) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者
- (10) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が認めた者
(申請期間等)

第5条 入構許可の申請期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第6号までに該当する者にあつては、毎年4月1日から4月15日まで、又は10月1日から10月15日までとし、それ以外の期間は、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。
- (2) 前条第7号から第10号までに該当する者にあつては、随時申請できるものとする。

2 入構許可の申請手続方法等は、別紙第1のとおりとする。

(整理業務等)

第6条 車両による入構及び駐車整理の業務に要する経費については、本学が管理の必要から支弁するもののほか、車両による入構及び駐車許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

2 本学が支弁する経費及び利用者の負担金については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学が支弁する経費は、利用者が負担する平日の午前7時から午後11時までの入構及び駐車整理の業務等に要する経費以外のもので、本学が管理の必要から支弁する経費とする。
- (2) 利用者の負担金の額は、車両による入構及び駐車整理の業務に要する最低限度の費用相当額とする。
- (3) 前号に規定する利用者(第4条第1号から第6号までのいずれか又は第10号に該当する者に限る。)の負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

	区分	金額
イ	駐車場を利用する期間1年	10,000円
ロ	駐車場を利用する期間半年	5,000円
ハ	駐車場を利用する期間1月	1,000円

3 利用者の負担金については、次に掲げる者にあつては、これを免除することができる。

(1) 第4条第7号、第8号又は第9号に該当する者

(2) 二輪車により入構する者

4 第3条第3項の許可を受けずに入構した者(以下この項において「一般外来者」という。)が負担する経費に関し必要な事項は、理事が定める。

5 特別の事情により第2項第3号の表に規定する期間の入構許可の申請ができない者であつて、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた申請をすることができるものとする。

6 利用者の負担金は、現金により納付するものとする。

7 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者の負担金の返還の請求があつたときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求の対象となる事実が発生した日の属する年度の3月末日までに、当該返還の請求が受理されなかつた場合は、この限りでない。

(1) 入構が許可されるまでに、申請者が入構許可の申請を取下げた場合 納付した額

(2) 第4条及び第5条第1項第1号の要件を満たしていないことにより不交付となつた場合 納付した額

(3) 入構許可後に構内に自動車により入構する必要がなくなつた場合 納付した額

(4) 錯誤による納付があつた場合 第2項第3号の表に規定する利用者の負担金の額を超えて納付した額

(5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額

(6) 本学の学生が休学又は卒業した場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額

(7) 放送大学広島学習センターの職員及び学生並びに構内において食堂、売店等の事業を行うことが認められている事業所の職員が構内への入構を要しなくなつた場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額

(8) その他理事が認めた場合 第2項第3号の表イに規定する金額を納付した者のうち駐車場を利用する有効期間が半年以上ある者については、期間半年の額(入構許可期間)

第7条 入構許可期間は、5月1日から翌年の4月30日までの間とする。

(ゲートの運用)

第8条 車両により入出構できる時間等については、原則として午前7時から午後11時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、理事が指定する者(以下「警備員」という。)に申し出て入出構することができるものとする。

(遵守事項)

第9条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従つて

運転すること。

(2) 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。

(3) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。

(4) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第10条 構内の車両の交通指導及び取締りは、警備員が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 車両を運転して入構した者が、第9条の規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第2の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、悪質な行為を行った者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、本学の学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を警備員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第12条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第13条 次の各号のいずれかに該当する車両で、一時的に入構し駐車しようとする者については、第3条第1項の規定は、適用しないものとする。

(1) 清掃車

(2) 消防車等の緊急自動車

(3) 郵便物、電報及び新聞等の配達車両

(4) その他学長が特別に認めた車両

(事故処理等)

第14条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第15条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則の規定にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第16条 この細則に定めるもののほか、東千田キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する要項(平成13年11月13日制定)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(令和5年3月28日 一部改正)
この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別紙第1(第5条第2項関係)

(常時又は一定の期間入構する者)

区分	職員証等の種類	申請の受付期間	申請者	担当係	申請書の種類	備考
自動車	職員証 学生証 利用登録証	4月1日～4月15日	職員 (第4条第1号 又は第7号イ に該当する 者)	東千田地区支援室	入構許可申請書(別記様式第1号)	
			学生 (第4条第2号 又は第7号ロ に該当する 者)			
			放送大学等の 職員・学生 事業所の職員・業者 (第4条第3号, 第4号, 第5号, 第6号 又は第8号に 該当する者)			
		・上記以外の 期間は駐車場に余裕がある場合のみ受付	同上	同上	同上	・受付する場合は, 東千田地区支援室から各部局等へ連絡する。
		随時	職員 学生 (第4条第9号 又は第10号に 該当する者)	同上	同上	

(臨時に入構する者)

区分	証明書の種類	受付期間	申請者	受付場所	備考
自動車	臨時入構許可申請書・証明書(別記様式第2号)	随時	職員 外来者	東千田地区支援室	東千田キャンパスへ業務により入構する場合は, 臨時入構許可申請書・証明書に必要事項を記入の上, 駐車券とともに支援室へ提示することとし, 支援室において入構許可を受けたものと確認できる場合は, 駐車券の認証を行うこととする。

別紙第2 指導及び取締り等(第11条関係)

告 知 書

この車両は、広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので、同細則第11条の規定により下記のとおり措置します。

年 月 日 時間 :
広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. この場所は、駐車禁止です。
2. この場所は、身障者用の駐車場です。
3. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・ 車両を動かさないように固定しております。
- ・ 固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の署名、押印を受けて、日曜日及び休日を除き、午前9時から午後5時までに警備員室へ出頭してください。
- ・ 出頭しないで車両を動かしたために生じた移送費、保管費、損害については、広島大学は一切責任を負いません。

固 定 解 除 承 諾 願

年 月 日

運転者氏名 _____

住所・連絡先 _____

車両番号 _____

以後、「広島大学東千田キャンパスの構内交通に関する細則」を遵守いたしますので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いいたします。

固 定 解 除 承 諾 書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

年 月 日

署 名 _____

別記様式第1号

東千田キャンパス 入構許可申請書
(自 動 車)

年 月 日

申 請 理 由		新 規 ・ 更 新 ・ 自 動 車 の 変 更 ・ そ の 他	
申 請 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
職 員	職 員 番 号		内線番号
	部 局 等 名		
	住 所		自宅電話番号 () —
	氏 名		
学 生	学 生 番 号		学 部 研究科 研究室(内線番号)
	氏 名		
	自 宅 住 所	<input type="checkbox"/> () —	
	勤 務 先 名 及 び 住 所	<input type="checkbox"/> () — 【担当部署・係まで詳細に記入してください。】	
	安 全 教 育 受 講 年 月 日	年 月 日	
上 記 以 外	会 社 名 等		自宅電話番号 () —
	所 在 地		
	氏 名		
	主たる用務先		
登 録 申 込 車	車 種	乗用車(普・軽) ・ 貨物車(バン・トラック) ・ その他	
	車 名(色)	(色)	
	車 両 番 号		
	自 動 車 (任 意) 保 険 契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
申 請 理 由			
		部局等担当者確認印	

以下の欄は記入しないでください。

許 可 年 月 日	年 月 日
駐 車 番 号	
利 用 者 負 担 金	

臨時入構許可申請書・証明書(東千田キャンパス)

(注)当日限り有効

申請区分	<input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> その他()	入構日	年 月 日
駐車時間	午前 : ~ : 午後 : ~ :		
配属又は所属	広島大学関係者の場合 発行部局等の長()		
運転者氏名			
業務先及び業務	業務先 確認印 (印)		
(記入例)	〇〇の会議出席のため 〇〇研究室において〇〇先生と研究打ち合わせのため		
<p>1. 本申請書・証明書は、部局等の長の責任において発行する、臨時に広島大学東千田キャンパスに入構する者専用の入構許可申請書・証明書です。</p> <p>2. 広島大学東千田キャンパスに業務があり、一時的に駐車場の利用を希望される方は、この申請書・証明書に記載し、駐車券とともに東千田地区支援室にお持ち下さい。 業務と確認できる場合は、無料駐車場の認証をします。</p> <p>3. 支援室開室時間：平日 8:30~21:15 土曜 10:00~18:15 *なお、支援室開室時間外の対応はできませんので、ご注意願います。</p>			

別記様式第3号

駐車券

表面

← 広島大学東千田キャンパス駐車場

この券は持って降りてください

- ・この券は、出構の際に必要です。
- ・出構の際に、出口の読取機に挿入し、利用時間に応じた料金をお支払いください。

〔※入構後20分以内に出構する場合は、無料です。〕

AW3647

裏面

業務でお越しの際は、無料認証いたしますので、下記へご提示ください。

- ・東千田地区支援室（広島大学に御用の方）
- ・放送大学事務室（放送大学に御用の方）

ご注意

1. 駐車中における事故、災害、盗難については責任を負いません。
2. この券は、出構の際に必要ですから紛失しないようお願いいたします。
3. 車を離れる時は施錠してください。